

# ドイツ連邦共和国における新しい公布・公示制度

## —2022年公布公示法の制定—

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
憲法課 大湖 彰史

### 目 次

#### はじめに

##### I 公布公示法の制定経緯

- 1 背景
- 2 制定経過

##### II 公布公示法の概要

- 1 構成
- 2 公布媒体・公示媒体（第1条）
- 3 連邦法律公報の電子化（第2条～第7条）
- 4 特別な場合における公布・官庁公示等（第8条～第16条）
- 5 公布・官庁公示等の保管（第17条及び第18条）
- 6 罰則（第19条及び第20条）

#### おわりに

翻訳：法律及び法規命令の公布並びに公示に関する法律（公布公示法）

キーワード：連邦法律公報、連邦官報、公布、公示、電子政府、官報・公報の電子化

## 要 旨

ドイツにおいて、2022年12月20日に公布公示法が制定された（2023年1月1日施行）。同法はそれまでの公布公示法に代わる新しい法律であり、公布媒体・公示媒体（どのような事柄がどの媒体を通じて公布・官庁公示されるのか）、公布媒体・公示媒体の電子的な発行など公布・官庁公示の原則について定めるほか、電子的な発行が困難な場合における公布・官庁公示の方法や、公布媒体・公示媒体の保管等について定める。

旧公布公示法からの大きな変更点として、公布媒体・公示媒体である連邦法律公報を電子化し、公布媒体をこれに一元化したことが挙げられる。また、特別法として緊急事態における公布・官庁公示について定めた簡易公布公示法の規定を公布公示法に組み込んだ。なお、連邦法律公報の電子化を可能とするために、公布公示法の制定に先立ってドイツ連邦共和国基本法の関連規定が改正されている。

## はじめに

2022年12月20日、ドイツにおいて、「公布・公示制度の現代化のための法律」<sup>(1)</sup>が制定された。同法第1条は、「法律及び法規命令の公布並びに公示に関する法律」、通称「公布公示法」<sup>(2)</sup>を定める（2023年1月1日施行。以下、公布公示法の規定を引用するときは単に条項番号のみを引用する。）。公布公示法の制定に伴い、1950年1月30日に制定された公布公示法（以下「旧公布公示法」という。）<sup>(3)</sup>は廃止された（公布・公示制度の現代化のための法律第3条第1号）。

連邦政府（法案提出者）によれば、公布公示法の目的は、連邦法律公報（Bundesgesetzblatt: BGBI）を電子化し、公布の媒体をこれに一元化するとともに、関連法律をまとめることである。

本稿は、公布公示法の制定過程を簡単に紹介した上で、その内容を原則として条文順に解説する。末尾に条文の翻訳を付す。

本論に入る前に、公布（Verkündung）と公示（Bekanntmachung）の意味の違いについて説明する。本稿で取り上げる法令において公布と公示を直接に定義する規定は存在しない。両者はいずれも公に知らせるとの意味を有するが、公布は、法律や法規命令<sup>(4)</sup>などの法規範（対外

\* 本稿の内容は、2025年1月21日現在の情報に基づく。インターネット情報の最終アクセス日も、同日である。日本円換算は令和7（2025）年2月分報告省令レートに基づき、1ユーロ=約162円として行った。

(1) Gesetz zur Modernisierung des Verkündungs- und Bekanntmachungswesens vom 20. Dezember 2022 (BGBI. I S.2752)

(2) Gesetz über die Verkündung von Gesetzen und Rechtsverordnungen und über Bekanntmachungen (Verkündungs- und Bekanntmachungsgesetz - VkBkmG) vom 20. Dezember 2022 (BGBI. I S.2752)

(3) Verkündungs- und Bekanntmachungsgesetz in der im Bundesgesetzblatt Teil III, Gliederungsnummer 114-1, veröffentlichten bereinigten Fassung, das zuletzt durch Artikel 3 des Gesetzes vom 11. Juni 2019 (BGBI. I S.754) geändert worden ist。以下、旧公布公示法に関する記述は、特段の記載がない限り2019年6月11日の法律（Gesetz zur Änderung beförderungsrechtlicher Vorschriften im Eisenbahnbereich vom 11. Juni 2019 (BGBI. I S.754)）により最終改正された規定に基づく。

(4) 法規命令（Rechtsverordnung）とは、行政官庁の命令のうち法律を施行し、又は補充するための命令をいう。法規命令は連邦政府、連邦大臣又は州政府が法律によって授権された場合にのみ発出することができる（山田晟『ドイツ法律用語辞典 改訂増補版』大学書林, 1993, p.519）。

的な法的効力を有する抽象的で一般的な規則<sup>(5)</sup>を公表する国家行為かつ立法過程の最終段階における形式的行為を指す用語として、公に知らせるという意味を有する他の用語から区別されるとする見解がある<sup>(6)</sup>。公示も、同様にある事柄を公に知らせる行為を指す用語として用いられているが、官庁（Amt）だけでなく企業等による行為にも用いられる用語である。官庁による公示（以下、本稿では「官庁公示」という。）の対象となる事柄は、制定された行政規則<sup>(7)</sup>、個別の法令により公示すべきものと定められた事項など様々である。

## I 公布公示法の制定経緯

### 1 背景

#### (1) 連邦法律公報の電子化をめぐる動き

ドイツにおける公布の電子化は、立法過程の電子化の一環として進められてきた<sup>(8)</sup>。バーリー（Katarina Barley）連邦司法大臣は、2018年12月に公開されたインタビュー<sup>(9)</sup>において、全ての国民が連邦法律公報において公布された法律等を障壁なく、かつ無償で利用できるプラットフォームを構築し、2022年1月から公布の電子化を開始する旨の発言をした（実際には公布公示法の施行に伴い2023年1月1日から開始）。

公布の電子化前から、連邦法律公報のインターネットを通じた利用は可能であった<sup>(10)</sup>。しかし、その印刷・文中検索は有償であったため、公共財である法律の自由な利用を妨げているとの批判<sup>(11)</sup>が存在しており、2018年12月中旬には民間の団体により無償での印刷・文中検索等が可能な形式で連邦法律公報を公開するウェブサイト<sup>(12)</sup>が立ち上げられた。このことが、連邦政府による公布の電子化の動きを早めたとの指摘がある<sup>(13)</sup>。

#### (2) 2022年12月の基本法改正

電子的な公布のためにドイツ連邦共和国基本法（憲法に相当する。以下「基本法」という。）<sup>(14)</sup>の改正が必要か否かについては見解が分かれていたとされる。例えば、基本法第82条第1項の「連邦法律公報」は一般的な意味で考えると印刷物として発行される必要があることから改正が必要との見解があった一方で、基本法が制定されてからの技術の進歩に鑑みれば同項は現代的な意味で解釈できるとして改正を不要とする見解があった<sup>(15)</sup>。

(5) Helge Sodan und Jan Ziekow, *Grundkurs Öffentliches Recht: Staats- und Verwaltungsrecht*, 10. Aufl., München: C. H. Beck, 2023, S.15.

(6) Sophie Oldenburg, *Die Öffentlichkeit von Rechtsnormen*, Berlin: Duncker & Humblot, 2009, S.24.

(7) 官庁職員に向けられた一般的抽象的ルールをいう。少なくとも直接の外部効果を伴うものについては官庁公示が必要であると考えられている（Sodan und Ziekow, *op.cit.*(5), S.507-508, 512）。

(8) Nationaler Normenkontrollrat und Bundesministerium der Justiz, Hrsg., *Weniger, einfacher, digitaler*, 2023, S.29-31. <<https://www.normenkontrollrat.bund.de/Webs/NKR/SharedDocs/Downloads/DE/Jahresberichte/2023-jahresbericht.pdf?blob=publicationFile&v=5>>

(9) “Barley nimmt dem Dumont-Verlag das Gesetzblatt weg,” *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 2018.12.24.

(10) 紙媒体の（正式な）連邦法律公報を出版していた民間の連邦官報出版社（Bundesanzeiger Verlag GmbH）のウェブサイトでPDF版の連邦法律公報が公開されていた。

(11) “Barley nimmt dem Dumont-Verlag das Gesetzblatt weg,” *op.cit.*(9)

(12) “Freier Zugang zu unseren Gesetzen.” OffeneGesetze.de Webseite <<https://offenegegesetze.de/>>

(13) “Barley nimmt dem Dumont-Verlag das Gesetzblatt weg,” *op.cit.*(9)

(14) Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland vom 23. Mai 1949 (BGBl. S.1)

(15) Annette Guckelberger, “Übergang zur elektronischen Gesetzesverkündung?” *Deutsches Verwaltungsblatt*, 122(16), 15. August 2007, S.991-992. ただし、電子的な公布に携わっている人々の中で改正が必要であるとの見解は少数派であるとの主張もあった（*ibid.*, S.992）。

このような議論を経て、2022年12月19日、基本法第82条第1項を改正する法律が制定され（同月24日施行）<sup>(16)</sup>、新たに「連邦法律公報は、電子的形態を用いることができる。」との一文が挿入された。これにより、連邦法律公報を電子的に発行できることが明確にされた（表1参照）。

表1 2022年12月の基本法第82条第1項改正

改正前	改正後
第82条 この基本法の規定に従って成立した法律は、副署の後、連邦大統領によって認証され、連邦法律公報で公布される。法規命令は、これを発する官署によって認証され、法律に特別の定めがある場合を除いては、連邦法律公報で公布される。	第82条 この基本法の規定に従って成立した法律は、副署の後、連邦大統領によって認証され、連邦法律公報で公布される。連邦法律公報は、電子的形態を用いることができる。法規命令は、これを発する官署によって認証される。公布に関する詳細並びに法律及び法規命令の副署及び認証の形式に関する詳細は、連邦法律で規定する。

（凡例）下線は、実質的な改正箇所を示すものとして筆者が付したものである（2022年12月19日に制定された基本法第82条第1項を改正する法律は、同項を全部改めている。）。

（出典）Gesetzes zur Änderung des Grundgesetzes (Artikel 82) vom 19. Dezember 2022 (BGBl. I S.2478); Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland vom 23. Mai 1949 (BGBl. S.1) を基に筆者作成。

## 2 制定経過

公布公示法を含む公布・公示制度の現代化のための法律案（連邦政府提案）は、2022年8月10日に連邦議会に提出された<sup>(17)</sup>。提出後、法務委員会に付託され、同年11月30日、委員会審査報告書で法案修正が勧告された<sup>(18)</sup>。当該修正案は、同年12月1日に連邦議会において賛成多数で可決され、成立した（連邦参議院<sup>(19)</sup>は当該修正案に異議を申し立てなかった。）。成立した法律は、同月20日に大統領の認証<sup>(20)</sup>を得て同月28日に公布され、翌2023年1月1日に施行された<sup>(21)</sup>。

## II 公布公示法の概要

### 1 構成

公布公示法は、5つの章と20か条から成る。第1章（第1条～第7条）は、総則として、どのような事柄がどの媒体を通じて公布・官庁公示されるのかといった公布媒体（Verkündungsorgan）・

(16) Gesetzes zur Änderung des Grundgesetzes (Artikel 82) vom 19. Dezember 2022 (BGBl. I S.2478)

(17) “Vorgang Gesetzgebung: Gesetz zur Modernisierung des Verkündungs- und Bekanntmachungswesens: 20. Wahlperiode.” Deutscher Bundestag Webseite <<https://dip.bundestag.de/vorgang/gesetz-zur-modernisierung-des-verk%C3%BCndungs-und-bekanntmachungswesens/288060>>

(18) BT-Drs. 20/4709, S.3-21. <<https://dserver.bundestag.de/btd/20/047/2004709.pdf>> Drucksache (Drs.) は法律案その他の議案、質問書など議会活動に関わる文書全般を指す。

(19) 連邦参議院（Bundesrat）は、直接公選の議員で構成される連邦議会（Bundestag）とは異なり、各州の政府構成員で組織される。連邦参議院は我が国の参議院のような二院制における上院ではないとして、「連邦参議院」と言うべきであるとの意見がある（初宿正典『ドイツ連邦共和国基本法—全訳と直近改正までの全経過— 第2版』信山社出版, 2024, pp.iii-iv）。

(20) 認証とは、公布すべき成文法令を署名によって確定する行為である。認証は法令が正当な手続で制定されたこと、公布されるべき条文が成立した条文と同じことであることを証明するものである（山田 前掲注(4), p.54）。法律の認証は連邦大統領が、法規命令の認証は発する官署が行う（基本法第82条第1項）。

(21) “Vorgang Gesetzgebung: Gesetz zur Modernisierung des Verkündungs- und Bekanntmachungswesens: 20. Wahlperiode,” *op.cit.*(17)

公示媒体 (Bekanntmachungsorgan) に関する事項、公布媒体・公示媒体の電子的な発行など公布・官庁公示の原則について定める。第2章 (第8条～第14条) は、第1章に定める公布・官庁公示の原則の例外として、公布媒体・公示媒体の電子的な発行が困難な場合等において認められる特別な方法による公布・官庁公示について定める。第3章 (第15条、第16条) は、基本法第80a条 (緊急事態における法令の適用) に規定する議決等の官庁公示に係る手続について定める。第4章 (第17条、第18条) は、公布・官庁公示等に係る記録の保管について定める。第5章 (第19条、第20条) は、罰則について定める。

## 2 公布媒体・公示媒体 (第1条)

公布公示法においては、公布媒体として連邦法律公報が、公示媒体として連邦法律公報及び連邦官報 (Bundesanzeiger: BAnz) が指定されている。

### (1) 連邦法律公報

連邦法律公報は連邦司法省 (Bundesministerium der Justiz)<sup>(22)</sup> が編集する公報であり、第I部と第II部で構成される。連邦法律公報は法律及び法規命令 (連邦のものをいう。以下同じ。) の公布媒体であり (第1条第1項)、その他の媒体での公布はできないとされる (旧公布公示法における公布媒体については、後述本章第3節 (1) (iii) 参照)。

また、連邦法律公報は連邦の公示媒体ともなり得る。ただし、連邦法律公報による官庁公示は、法令がその旨を定めている場合にのみ認められる (同項)<sup>(23)</sup>。

### (2) 連邦官報官庁編

連邦官報は連邦司法省が編集する官報であり、官庁編 (後述参照) のほか、裁判所の決定事項等を掲載する編、株式会社、有限会社その他の団体 (Gesellschaft) の公示等を掲載する編などが存在し、公私にわたる様々な分野に関する事柄が掲載される。

官庁編は、連邦官報に設けることが義務付けられ、連邦の公示媒体として連邦官庁の官庁公示に用いられる (連邦法律公報に掲載されるものは除く。)。同編は連邦の中心的な公示媒体であるが、連邦官庁はその所管の範囲内で独自の公示媒体を発行し得るとされる。なお、法律及び法規命令に定められている限りにおいて、州官庁の官庁公示にも用いられる (第1条第2項)。

## 3 連邦法律公報の電子化 (第2条～第7条)

### (1) 連邦法律公報及び連邦官報の電子的な発行・掲載等 (第2条及び第3条)

#### (i) 電子的な発行・掲載 (第2条)

連邦法律公報は連邦司法庁 (Bundesamt für Justiz. 連邦司法省の下位官庁) によりインターネットサイト「www.recht.bund.de」(以下「連邦法律公報発行サイト」という。) で発行され、完全に、かつ、持続的に掲載される (第2条第1項)。

連邦官報についても、その運営者 (現在は連邦官報出版社) によりインターネットサイト

(22) 連邦司法省は、ドイツの連邦における最高官庁である連邦省 (Bundesministerium. 山田 前掲注(4), p.123) の一つである。

(23) 例えば、連邦省共通事務規則 (Gemeinsame Geschäftsordnung der Bundesministerien (GGO) vom 26. Juli 2000 (GMBI S.526), zuletzt geändert durch Art. 1 des Beschl. vom 15.5.2024 (GMBI 2024 Nr.19, S.386)) 第76条第1項は第I部の掲載事項として「連邦議会及び連邦参議院の内部事項についての公示」を、同条第2項は第II部の掲載事項として「国際法上の協約、これを実施するために制定される法規及びこれに伴う公示」を掲げている。連邦省共通事務規則も第1条第1項にいう「法令」に該当すると考えられている。

「www.bundesanzeiger.de」（以下「連邦官報発行サイト」という。）で発行され、完全に、かつ、持続的に掲載される（同条第2項）。ただし、連邦官報は2011年12月22日の旧公布公示法改正により電子化されている<sup>(24)</sup>ことから、現状に変更はないとされる。

連邦議会法務委員会の修正勧告により、発行・掲載に当たってはデータ利用法<sup>(25)</sup>第7条に準拠しなければならぬとの規定が設けられた（第2条第3項）。同法第7条は、可能かつ適切な範囲で、相互運用性、機械可読性等を備えた記録形式を使用してデータを提供すること等を定めている。これには、現在のPDF形式で発行される連邦法律公報<sup>(26)</sup>に関し、いずれは立法過程全体における統一フォーマットとして開発中のXML標準「LegalDocML.de」<sup>(27)</sup>により発行されることを明確にするという意図が含まれると見られる<sup>(28)</sup>。

#### （ii）個別公布及び個別官庁公示の原則（第3条）

印刷された連邦法律公報は数日に1回発行されていたが、電子化に伴いそれぞれの公布・官庁公示ごとに適時に発行されることになる。また、連邦官報による官庁公示も官庁編の個別の号を発行することにより行われることが明確にされた（第3条第2項）。既に電子化され、個別の号を発行している連邦官報（本項（i）参照）については、現状に変更はないとされる。

#### （iii）連邦法律公報の電子化に伴う公布媒体の整理

2022年12月の基本法改正まで、基本法第82条は法律に定めがあれば法規命令を連邦法律公報以外の媒体により公布することを可能としており<sup>(29)</sup>（表1参照）、旧公布公示法は法規命令の連邦官報による公布を認めていた。理由として、緊急性の高い法規命令は連邦法律公報より発行頻度の高い連邦官報による公布が適していること、技術的又は一時的な性質の法規命令は連邦法律公報による公布に適しないことが挙げられている<sup>(30)</sup>。

しかし、連邦法律公報の電子化により個別の法律・法規命令ごとの公布が可能となったことからこうした理由は根拠を失ったとして、公布公示法においては法律及び法規命令の公布媒体

(24) Gesetz zur Änderung von Vorschriften über Verkündung und Bekanntmachungen sowie der Zivilprozessordnung, des Gesetzes betreffend die Einführung der Zivilprozessordnung und der Abgabenordnung vom 22. Dezember 2011 (BGBl. I S.3044) 2002年8月30日から連邦官報とは別の公示媒体として電子版連邦官報（elektronischer Bundesanzeiger: eBAnz）が発行されていた（BT-Drs. 17/6610, S.1. <<https://dserver.bundestag.de/btd/17/066/1706610.pdf>>）が、2011年12月22日の旧公布公示法改正法の規定により、2012年4月1日から連邦官報が電子的に発行されるとともに、電子版連邦官報は連邦官報に一元化されることとなった。

(25) Datennutzungsgesetz vom 16. Juli 2021 (BGBl. I S.2941, 2942, 4114)

(26) “Bundesgesetzblatt.” Bundesministerium der Justiz Webseite <[https://www.recht.bund.de/de/home/home\\_node.html](https://www.recht.bund.de/de/home/home_node.html)> なお、連邦官報は原則としてHTML形式で公開されている（例えば、“Amtlicher Teil des Bundesanzeigers.” Bundesanzeiger Webseite <<https://www.bundesanzeiger.de/pub/de/amtlicher-teil?14>> を参照）。

(27) LegalDocML.deは、デジタル立法文書に係る基本的な規格であり、立法過程を一貫してデジタル化するために、共通のルール、手順、フォーマットを定義するためのものであるとされる（ぎょうせい「諸外国の法制事務のデジタル化に関する先行事例の調査・研究報告書」2023.3.31, pp.64-66. デジタル庁ウェブサイト <[https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/95ff17aa-765a-4d0d-9770-e08a6a3c1e90/da0794c2/20230417\\_resources\\_report\\_doc\\_01.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/95ff17aa-765a-4d0d-9770-e08a6a3c1e90/da0794c2/20230417_resources_report_doc_01.pdf)>）。

(28) BT-Drs. 20/4709, *op.cit.*(18), S.25; “Wie teuer darf ein staatlicher PDF-Reader sein?” 2023.2.13. Netzpolitik.org Webseite <[https://netzpolitik.org/2023/everkuendung\\_digitales-bundesgesetzblatt-wie-teuer-darf-ein-staatlicher-pdf-reader-sein/](https://netzpolitik.org/2023/everkuendung_digitales-bundesgesetzblatt-wie-teuer-darf-ein-staatlicher-pdf-reader-sein/)>

(29) 連邦官報が旧公布公示法の下で電子化されていた（本項（i）参照）こともあり、法規命令の電子的な公布は旧公布公示法の下で部分的に実現していた。

(30) このほか、旧公布公示法の下では、連邦水路・海運庁（Wasserstraßen- und Schifffahrtsverwaltung des Bundes）の法規命令について、その規定を適用する範囲が限定的であること、分量が多くなる場合があることなどから、運輸公報（Verkehrsblatt. 現在の連邦デジタル・交通省の公報）により公布することが認められていた。

は連邦法律公報に一本化されることとなった<sup>(31)</sup>。

## (2) その他電子的な発行・掲載に係る諸規定（第4条～第7条）

### (i) 自由なアクセス（第4条）

連邦法律公報は、常に自由にアクセスし、かつ、無償で閲覧、印刷、保存及び活用することができる（第4条第1項）。連邦官報官庁編も、常に自由にアクセスし、かつ、無償で閲覧、印刷及び保存することができる（同条第2項）。連邦官報官庁編については「活用」に関する言及がないが、これは旧公布公示法においても同様であり、その理由として発行が連邦政府ではなく連邦官報の運営者（現在は連邦官報出版社）により行われること、州官庁の官庁公示も含まれることが挙げられている<sup>(32)</sup>。

### (ii) 通知サービス（第5条）

連邦法律公報について、新たな号の発行及びその内容を通知する無償の電子的なサービスが提供されなければならない。連邦官報官庁編についても同様である（第5条）。なお、既に電子化されている連邦官報については、これまでと同様に通知サービスが運用される<sup>(33)</sup>。

### (iii) 改変の禁止（第6条）

連邦法律公報発行サイトで発行された連邦法律公報の改変は許されない。連邦官報発行サイトで発行された連邦官報官庁編についても同様である<sup>(34)</sup>（第6条第1項）。

しかし、連邦法律公報及び連邦官報官庁編においては、改変の禁止に対する例外として、個人情報保護のため個人データを識別できないように処理することとされている。処理をしたときは、消去の日付及び理由を示すこととされている（同条第2項）。この規定の趣旨は、改変の禁止と個人情報保護の衝突を調整することである。同様の規定は旧公布公示法に見当たらぬものの、法的状況が異なるものではないと考えられている。

明らかな誤り<sup>(35)</sup>については訂正が可能である。訂正は、元の公布・官庁公示をした媒体（連邦法律公報又は連邦官報官庁編<sup>(36)</sup>）において行う（同条第3項）。ただし、元の公布・官庁公示の字句を訂正することは許されないと考えられている<sup>(37)</sup>。

### (iv) 真正性及び非改ざん性の保証（適格電子印の押印等）（第7条）

連邦法律公報発行サイト及び連邦官報発行サイトで発行される連邦法律公報及び連邦官報官庁編の各号には、適格電子印を押印する（第7条第1項）。連邦官報官庁編への適格電子印の押印については、旧公布公示法の規定を引き継ぐものである。これらの規定により、連邦法律公報又は連邦官報を利用しようとする者はその真正性（当局によって作成されたものであるこ

(31) このように公布媒体が連邦法律公報に一本化されたことに加えて、連邦官庁はその所管の範囲内で独自の公示媒体を発行し得ると解されることなどから、旧公布公示法では公布媒体及び公示媒体とされていた運輸公報について、公布公示法には規定が設けられていない。

(32) BT-Drs. 20/4709, *op.cit.*(18), S.24.

(33) 連邦法律公報の通知サービスについても運用が開始されているようである（“Newsletter.” *Bundesgesetzblatt* Webseite <[https://www.recht.bund.de/de/service/newsletter/newsletter\\_node.html](https://www.recht.bund.de/de/service/newsletter/newsletter_node.html)>）。

(34) 同様の規定は旧公布公示法にも見られる。

(35) 訂正の対象となった誤りの例として、法文に記載された条項番号や数値の誤記などが挙げられる（Berichtigung des Postrechtsmodernisierungsgesetzes (BGBl. 2024 I Nr.331 vom 30.10.2024) <<https://www.recht.bund.de/bgbl/1/2024/331/VO.html>>; Berichtigung der Pfändungsfreigrenzenbekanntmachung 2024 (BGBl. 2024 I Nr.165a vom 24.5.2024) <<https://www.recht.bund.de/bgbl/1/2024/165a/VO.html>>）。

(36) 旧公布公示法にも連邦官報官庁編の訂正に関する規定があった。

(37) 誤りを訂正する号を別途発行することとしているようである。

と) 及び非改ざん性を確認することができる。

また、法律、法規命令及び官庁公示の原本がこれらの認証（法律の場合は副署<sup>(38)</sup>も含む。）のため当局に電子的に提出された場合、その認証等は適格電子署名により行われる（同条第2項）。これは、公布や官庁公示に先立つ諸手続の電子化を可能とするための規定であるとされる。

#### 4 特別な場合における公布・官庁公示等（第8条～第16条）

##### (1) 連邦法律公報（第8条～第13条、第15条及び第16条）

###### (i) 代替公布・代替官庁公示（第8条）

連邦法律公報の号を連邦法律公報発行サイトで発行できない場合、代わりに連邦官報発行サイトでこれを発行する（第8条第1項<sup>(39)</sup>）。単に短期的に発行できない場合等は「発行できない場合」に含まれない（同項）<sup>(40)</sup>。連邦官報発行サイトでも発行できない場合、連邦法律公報は（紙媒体で）印刷して発行される。印刷された当該号は、連邦司法省によって事前に官庁公示された送付先の一覧表<sup>(41)</sup>に基づき、図書館及び官庁に送付されなければならない（同条第2項）。

###### (ii) 簡易公布・簡易官庁公示（第9条～第11条）

簡易公布・簡易官庁公示は、簡易公布公示法（1975年制定）<sup>(42)</sup>の規定を引き継ぐものである。

###### (a) 要件（第9条）

連邦法律公報発行サイト及び代替公布・代替官庁公示のいずれによっても連邦法律公報を適時に発行できないときは、第9条各号に掲げる公布・官庁公示に限り、簡易公布・簡易官庁公示として第10条に掲げる特別な方法により連邦法律公報を発行する（第9条柱書き）。

第9条各号に掲げられた簡易公布・簡易官庁公示の対象となる事柄は全て、1968年の第17次基本法改正（同年6月24日制定、同月28日施行）<sup>(43)</sup>により設けられた緊急事態条項（基本法第80a条及び第10a章（第115a条～第115l条））に関連するものである（表2参照）。

(38) 副署は、認証に先立って連邦首相及びその法律を所管する連邦大臣により行われる（Hans D. Jarass und Martin Kment, *Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland Kommentar*, 18. Aufl., München: C.H.Beck, 2024, S.962）。

(39) 同条の見出しへは「代替公示」となっているが、連邦法律公報での公示は官庁公示のみが想定されている（第1条第1項参照）ことから本稿では「代替官庁公示」とした。一方で、連邦官報については、官庁編以外の編についても代替公示が認められている（第14条第1項）ことから、代替公示の対象は官庁公示に限られないと見られる。

(40) 短期的でないかどうかは、個々の事案に応じて判断される。公布される法律や法規命令がしばらく施行されない場合や官庁公示が情報提供的な性格にとどまる場合には、発行できない期間が数日にわたったとしても「短期的」に当たることもあるとされる。また、電子的な発行が不可能となった時点で復旧時期が予測できない場合は、連邦法律公報発行サイトへの掲載を保留している公布・官庁公示の緊急性に応じて一定期間判断を猶予する必要があるとされている。

(41) Bekanntmachung eines Verteilers für die Ersatzverkündung bzw. -bekanntmachung im Bundesgesetzblatt und im Bundesanzeiger gemäß § 8 Absatz 2 Satz 2 und § 14 Absatz 1 Satz 2 des Verkündungs- und Bekanntmachungsgesetzes vom 20.12.2022 (BAnz AT 30.12.2022 B8)

(42) Gesetz über vereinfachte Verkündigungen und Bekanntgaben vom 18. Juli 1975 (BGBl. I S.1919), das zuletzt durch Artikel 2 des Gesetzes vom 24. Mai 2016 (BGBl. I S.1217) geändert worden ist. 簡易公布公示法は、緊急事態が発生した場合にその実情に合わせた公布等を可能とし、もって緊急事態における立法機能を維持することを目的として1975年7月18日に制定された（BT-Drs. 7/2405, S.1. <<https://dsrerver.bundestag.de/btd/07/024/0702405.pdf>>）。なお、同法は、公布公示法の制定とともに廃止された（公布・公示制度の現代化のための法律第3条第2号）。

(43) Maria-Luisa Leonhardt und Julie Hano, *75 Jahre Grundgesetz: Änderungen des Grundgesetzes seit 1949*, Deutscher Bundestag Wissenschaftliche Dienste, 2024, S.32-33. <<https://www.bundestag.de/resource/blob/995980/dc7cf6b9b7a0b10c71f0870582847ed4/75-Jahre-Grundgesetz-Änderungen-des-Grundgesetzes-seit-1949.pdf>>

表2 基本法の緊急事態条項と公布公示法に定める簡易公布・簡易官庁公示の対象

手続等 類型	各事態の認定	認定の公布・官庁公示	各事態における法律及び 法規命令の公布
[基本法 115a.1] 防衛事態 = 国に対する武力 攻撃の発生又は その切迫	[基本法 115a.1, 2] ・連邦参議院の同意を得て 連邦議会又は合同委員 会 <sup>注3</sup> が確定  [基本法 115a.4] ・武力攻撃により連邦議会 又は合同委員会 <sup>注3</sup> によ る確定ができないとき は、確定を擬制	[基本法 115a.3] ・確定を連邦法律公報に公布 ・連邦法律公報での公布が不 可能な場合は他の方法により公布  [公布公示法 9 ①] ・防衛事態の確定の簡易公布  [基本法 115a.4] ・確定の公布を擬制 ・連邦大統領が事後にその時期を告 知  [公布公示法 9 ②] ・防衛事態の開始時点の告知 [簡易官庁公示]	[基本法 115d.3] ・連邦法律公報での公布が不 可能な場合には、他の方法 により公布  [公布公示法 9 ③] ・防衛事態における法律 の簡易公布
[基本法 80a.1] 緊迫事態 <sup>注1</sup>	[基本法 80a.1] ・連邦議会が確定	[公布公示法 16] ・連邦議会の議決 <sup>注4</sup> は連邦法律公 報に官庁公示 [公布公示法 15] ・当該官庁公示は連邦政府又はその 構成員が所管	[公布公示法 9 ④] ・各事態における法規命 令の簡易公布
(同意事態 <sup>注2</sup> )	[基本法 80a.1] ・緊迫事態で適用され得る 防衛関係法令の適用に ついて、連邦議会が特別 に同意	[公布公示法 9 ⑤] ・連邦議会による確定又は同意 に係る議決 <sup>注4</sup> に係る簡易官 庁公示	
(同盟事態 <sup>注2</sup> )	[基本法 80a.3] ・緊迫事態で適用され得る 防衛関係法令の適用に ついて、国際機関が連邦 政府の同意を得て議決	[公布公示法 16] ・国際機関の議決は連邦政府の同意 とともに連邦法律公報に官庁公示 [公布公示法 15] ・当該官庁公示は連邦政府又はその 構成員が所管  [公布公示法 9 ⑥] ・国際機関の議決及び連邦政府 の同意に係る簡易官庁公示	

(凡例) 基本法又は公布公示法の関連規定は、[] 内に記す。例えば [基本法 115a.1, 2] は基本法第 115a 条第 1 項及び第 2 項を、[公布公示法 9 ①] は公布公示法第 9 条第 1 号を意味する。枠内の規定は、公布公示法第 9 条各号の規定であり、簡易公布・簡易官庁公示の対象について定められている。

(注 1) 講学上、防衛事態とほぼ同一視する見解や防衛事態に発展する可能性が高い外交上の危機状況と解する見解等がある。

(注 2) 同意事態及び同盟事態は基本法に定められた文言ではなく、講学上の呼称である。

(注 3) 連邦議会の適時の集会が妨げられたとき又は連邦議会による議決が不可能なときは、連邦議会及び連邦参議院の構成員で組織される合同委員会（基本法第 53a 条第 1 項）が確定を行うことができる（基本法第 115a 条第 2 項）。

(注 4) 基本法第 80a 条第 1 項には「議決（Beschluß）」の文言はないものの、同項に規定する連邦議会による緊迫事態の確定又は防衛関係法令の適用に関する特別の同意に係る議決を指す（BT-Drs. 7/2405, S.6. <<https://dserv.bundestag.de/btd/07/024/0702405.pdf>>）。

(出典) 注に掲げたもののほか、法令の規定及び山岡規雄「ドイツ連邦共和国基本法における緊急事態条項」『レファレンス』786 号, 2016.7, pp.64-65. <<https://doi.org/10.11501/10126911>> を基に筆者作成。

### (b) 方法（第 10 条）

簡易公布・簡易官庁公示に係る方法は、①ラジオ放送又はテレビ放送を利用する方法、②印刷版又はデジタル版の日刊新聞を利用する方法、③地方政府（市町村及び郡）の役所における官庁公示のために定められた場所において掲示する方法、④ソーシャルネットワークを利用する方法の四つが認められている（第 10 条第 1 項）。複数の方法を用いることも可能であるが、その場合、公布・官庁公示は最初に発行されたものによって行われたこととされる（同条第 3 項）。この規定の趣旨は、公布・官庁公示がなされた時点を明確にすることにあるとされる<sup>(44)</sup>。

### (c) 実効性の確保（第 11 条）

第 11 条は、ソーシャルネットワークの運営者及び日刊新聞又はラジオ放送若しくはテレビ放送の運営者に対して、第 10 条に係る一連の義務を課している。

### (iii) 事後の措置・費用の償還（第 12 条及び第 13 条）

代替公布・代替官庁公示又は簡易公布・簡易官庁公示が行われた後、連邦法律公報発行サイトが復旧したときは、当該号は遅滞なく連邦法律公報発行サイトで提供される（第 12 条）。

代替公布・代替官庁公示をした連邦官報の運営者及び簡易公布・簡易官庁公示の実施又は案内を命じられた日刊新聞、ラジオ放送又はテレビ放送の運営者は、費用の償還を請求できる（第 13 条）。

### (iv) 特定の官庁公示に係る手続の詳細（第 15 条及び第 16 条）

第 15 条及び第 16 条は、基本法第 80a 条第 1 項に規定する連邦議会による緊迫事態の確定又は防衛関係法令の適用に関する特別の同意に係る官庁公示並びに同条第 3 項に規定する国際機関の議決及び連邦政府の同意に係る官庁公示を所管する官署や手続の詳細について規定する<sup>(45)</sup>。

## (2) 連邦官報（第 14 条）

連邦官報を連邦官報発行サイトで発行できない場合、当該連邦官報は代替公示として印刷して（紙媒体で）発行される。連邦法律公報と同様に、単に短期的に発行できない場合に代替公示を行うことはできない（第 14 条第 1 項。本節（1）（i）参照）。

印刷された当該連邦官報は、連邦司法省によって事前に官庁公示された送付先の一覧表に基づき、図書館及び官庁に送付されなければならない（同項）。このとき、連邦官報が印刷版で発行されたこと、連邦官報を連邦官報発行サイトで発行することができなくなった日時を連邦法律公報に官庁公示しなければならない（同条第 2 項）。連邦官報発行サイトが復旧した場合には、当該連邦官報は遅滞なく連邦官報発行サイトで提供される（同条第 3 項）。これらの規定は、旧公布公示法の規定を引き継ぐものである。

(44) 当局は上記の四つの方法のうちいずれかを選択することができるが、連邦議会法務委員会の審査報告では、インターネットを利用できない人が多くいることに鑑みて、オンラインの方法による簡易公布・簡易官庁公示を優先すべきであると指摘されている（BT-Drs. 20/4709, *op.cit.*(18), S.26）。

(45) これらの官庁公示については、基本法第 115a 条第 4 項に規定する連邦大統領による防衛事態の開始時点の告知〔官庁公示〕と異なって、官庁公示が必要であると基本法に定められていない（表 2 参照）ことから、そのことを明確にするための規定が簡易公布公示法に設けられていた。第 15 条及び第 16 条は、この規定を引き継ぐものとされている。

## 5 公布・官庁公示等の保管（第17条及び第18条）

### （1）連邦法律公報

#### （i）原則

連邦法律公報の各号は、公布・官庁公示の日時の証明とともに、持続的な保管のため、連邦公文書館のデジタル中間書庫に提出されなければならない（第17条第1項）。デジタル中間書庫は、電子文書を暫定的に保管するとともに、電子署名等が入ったデータや電子文書をその証拠力を維持したまま長期に保管するために全ての連邦の機関が利用可能であるとされている<sup>(46)</sup>。

提出された各号に押印された適格電子印等の証拠力を維持したまま保管（後述本節（4）参照）するための技術・設備を有しているのはいわゆる最終書庫ではなくデジタル中間書庫であるとされており、各号はデジタル中間書庫で持続的に保管されることが想定されている。

#### （ii）特別な場合における公布・官庁公示の保管

代替公布・代替官庁公示（第8条）の場合の印刷版及び簡易公布・簡易官庁公示（第9条）の場合の記録はデジタル化され、適格電子印を押印された上で、公布・官庁公示の日時の証明及び持続的な保管のため、デジタル中間書庫に提出されなければならない（第17条第1項）。

事後に連邦法律公報発行サイトで提供される連邦法律公報の号（第12条）についても、適格電子印が押印され、利用可能とした日時の証明とともに持続的な保管のためデジタル中間書庫に提出されなければならない（第17条第1項）。

### （2）連邦官報官庁編

連邦官報官庁編の各号についても、持続的な保管のため、連邦公文書館デジタル中間書庫に提出される（第17条第3項）。代替公示（第14条）の場合、連邦官報官庁編の各号は印刷して発行される（第4節（2）参照）が、この印刷版についてもデジタル化され、適格電子印を押印された上で、持続的な保管のため、デジタル中間書庫に提出されなければならない（第17条第3項）。事後に連邦官報発行サイトで提供される連邦官報官庁編の各号（第14条第3項参照）についても、適格電子印が押印され、利用可能とした日時の証明とともに持続的な保管のためデジタル中間書庫に提出されなければならない（第17条第3項）。

### （3）公布・官庁公示に係る原本

公布・官庁公示に係る原本についても電子的に認証された（第7条第2項。本章第3節（2）（iv）参照）場合、当該原本も対応する号とともに持続的な保管のためにデジタル中間書庫に提出されなければならない（第17条第2項）。当該原本は、デジタル中間書庫において電子署名の証拠力が維持されつつ保管されることになる<sup>(47)</sup>。

### （4）証拠力の維持

提出された記録<sup>(48)</sup>に適格電子印の押印（第7条）等がある場合には、記録の証拠力を維持

(46) “Nutzung des Digitalen Zwischenarchivs (DZAB).” Das Bundesarchiv Webseite <<https://www.bundesarchiv.de/unterlagen-abgeben/behoerden/behoerdenberatung/nutzung-des-digitalen-zwischenarchivs-dzab/#c53832>>

(47) なお、連邦省共通事務規則は法律及び法規命令の原本は連邦公文書館に提出しなければならないと規定している（第60条第4項及び第68条第3項）。第17条第2項に規定するデジタル中間書庫への提出は、原本の電子的な保管という観点から連邦省共通事務規則の規定を補完するものであると考えられている。

(48) 第18条の記録とは、第10条第2項の規定による記録に限らず、第17条第1項及び第3項の規定により持続的な保管のためにデジタル中間書庫に提出される連邦法律公報及び連邦官報官庁編の各号を広く含むと見られる。

するために、時々の技術の現状に照らして適切な措置で保護されなければならない（第18条）。

## 6 罰則（第19条及び第20条）

第11条に定める簡易公布・簡易官庁公示の実効性を確保するための手続に関連して、日刊新聞、ラジオ放送又はテレビ放送のいずれかを運営する者（同条第2項）及びソーシャルネットワークの運営者（同条第1項）に対する罰則が設けられている。

## おわりに

連邦法律公報の電子的な発行により、その購読を必要としていた企業（公証サービス、法律事務所等）にとっては全体で150万ユーロ（約2億4300万円）程度の経費が削減されるとの試算がある。また、連邦法律公報の電子的な発行により実現した公布の電子化は、立法過程全体の電子化を進める連邦政府の目標に寄与するものであると言える。

一方で、印刷の負担等から公布しないことが認められていた各省庁別の個別予算<sup>(49)</sup>について、電子化に伴い印刷の負担がなくなったことから予算法とともに掲載すべきであるとの指摘<sup>(50)</sup>があるなど、どのように電子化の利点をいかすかについては今後も論点になると考えられる。また、データ利用法に準拠した発行・掲載、適格電子印（第7条第1項）の押印、時々の技術の現状に照らした記録の保護（第18条）など、デジタル技術の進展に合わせた対応も課題となると見られ、今後の動向が注目される。

## 参考文献

- BT-Drs. 20/3068. <<https://dserver.bundestag.de/btd/20/030/2003068.pdf>>

（おおご あきふみ）

(49) 個別予算（Einzelplan）は、公布の対象である予算法（Haushaltsgesetz）とは別に作成される（瀬古雄祐「米英独仏の予備費制度（資料）」『レファレンス』857号, 2022.5, p.73. <<https://doi.org/10.11501/12289532>>）。

(50) Tristan Lemke, “Unvollständige Verkündung des Haushaltsgesetzes im elektronischen Bundesgesetzblatt?” *Die Öffentliche Verwaltung*, 77(18), 15. August 2024, S.786-787.

# 法律及び法規命令の公布並びに公示に関する法律（公布公示法）

Gesetz über die Verkündung von Gesetzen und Rechtsverordnungen und über Bekanntmachungen  
(Verkündigungs- und Bekanntmachungsgesetz - VkBkmG)

国立国会図書館 調査及び立法考查局  
憲法課 大湖 彰史訳  
調査及び立法考查局ドイツ法研究会訳

## 【目次】

### 第1章 総則

- 第1条 連邦の公布媒体及び公示媒体
- 第2条 インターネットにおける発行及び持続的な掲載
- 第3条 公布及び官庁公示
- 第4条 自由なアクセス
- 第5条 通知サービス
- 第6条 改変の禁止、個人データの消去、訂正
- 第7条 真正性及び非改ざん性の保証

### 第2章 特別な場合における公布及び公示

- 第8条 連邦法律公報の代替公布及び代替〔官庁〕公示
- 第9条 簡易公布及び簡易官庁公示
- 第10条 簡易公布及び簡易官庁公示の方法
- 第11条 受忍義務及び協力義務、異議申立て及び訴訟の停止効の除外
- 第12条 事後に利用可能とすること
- 第13条 費用の償還
- 第14条 連邦官報の代替公示

### 第3章 基本法<sup>(1)</sup>第80a条に規定する議決の公示

- 第15条 基本法第80a条に規定する議決に関する官庁公示を所管する官署
- 第16条 基本法第80a条に規定する議決に関する官庁公示の手続

### 第4章 文書保存

- 第17条 持続的な保管
- 第18条 証拠力の維持

\* この翻訳は、Verkündigungs- und Bekanntmachungsgesetz vom 20. Dezember 2022 (BGBl. I S.2752) <<https://www.gesetze-im-internet.de/vkbkmg/BJNR275210022.html>> を訳出したもので、ドイツ法研究会の2024年1月から12月までの活動の成果である。当会の構成メンバー（当時）は、河合美穂、石原隆史、青木ふみ、磯部結萌、猪野千尋、上野磨里奈、大久保玲、大湖彬史、神足祐太郎、近藤里南、鈴木良典、千田和明、千田浩平、高橋優、西原瑞穂、堀内雄斗、三村佳緒、山岡規雄、山本真生子、渡邊彩音、渡邊富久子である。訳文及び脚注中〔〕内の語句は、訳者が補ったものである。脚注も訳者によるものである。この翻訳及び脚注の内容は、2025年1月21日現在の情報に基づく。インターネット情報の最終アクセス日も、同日である。日本円換算は令和7（2025）年2月分報告省令レートに基づき、1ユーロ=約162円として行った。

(1) 基本法とは、ドイツ連邦共和国基本法（Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland vom 23. Mai 1949 (BGBl. S.1)）の通称である。基本法は、憲法に相当する。

## 第5章 罰則

第19条 刑罰規定

第20条 過料規定

## 第1章 総則

### 第1条 連邦の公布媒体及び公示媒体

- (1) 連邦法律公報は、法律<sup>(2)</sup>及び法規命令<sup>(3)</sup>に関する連邦の公布媒体である。これに加えて、官庁公示 [amtliche Bekanntmachungen] を連邦法律公報においてすることが法令により定められている場合、連邦法律公報は連邦の公示媒体でもある。
- (2) 連邦官報は、連邦の公示媒体である。連邦官報には官庁編 [amtliche Teil] がある。官庁編 [の用途] は次のとおりとする。
  1. 入札公告及び案内 [Hinweise]<sup>(4)</sup>を含む連邦官庁 [Behörden des Bundes] の官庁公示（第1項第2文の官庁公示を除く。）
  2. 連邦官報官庁編における公示が連邦法律又は連邦の法規命令により定められている限りにおいて、州官庁 [Behörden der Länder] の官庁公示  
連邦官報には、その他の公示のための別の編を設けることができる。
- (3) 連邦法律公報及び連邦官報は、連邦司法省 [Bundesministerium der Justiz]<sup>(5)</sup>により編集される。

### 第2条 インターネットにおける発行及び持続的な掲載

- (1) 連邦法律公報は、連邦司法庁 [Bundesamt für Justiz]<sup>(6)</sup>により、インターネットサイト [www.recht.bund.de](http://www.recht.bund.de) で発行される。連邦法律公報は、同インターネットサイトにおいて、完全に、かつ、持続的に掲載される。
- (2) 連邦官報は、連邦官報の運営者<sup>(7)</sup>により、インターネットサイト [www.bundesanzeiger.de](http://www.bundesanzeiger.de) で発行される。連邦官報は、同インターネットサイトにおいて、完全に、かつ、持続的に掲載される。
- (3) 2021年7月16日のデータ利用法（連邦法律公報第I部2941頁、2942頁、4114頁）<sup>(8)</sup> 第7

---

(2) 法律 (Gesetz) とは、(判例法に対する) 制定法や(不文法に対する) 成文法を意味する場合もあるが、ここでは議会の議決によって成立した法をいう (山田晟『ドイツ法律用語辞典 改訂増補版』大学書林, 1993, p.278)。

(3) 法規命令 (Rechtsverordnung) とは、行政官庁の命令のうち法律を施行し、又は補充するための命令をいう。法規命令は、基本法第80条第1項の規定により連邦政府、連邦大臣及び州政府が法律によって授権された場合にのみ発出することが可能であり、直接的に国民を拘束する (田沢五郎『ドイツ政治経済法制辞典』郁文堂, 1990, p.268; 同上, p.519)。

(4) [www.bundesanzeiger.de](http://www.bundesanzeiger.de) (第2条第2項参照) から検索した限りでは、国際通貨基金 (IMF) の特別引き出し権とユーロのレートや、連邦法律公報の目次などが案内の対象であると見られる。ただし、「案内」の部分は、2024年8月30日を最後に新しい号が発行されていない。

(5) 連邦司法省は、ドイツの連邦における最高官庁である連邦省 (Bundesministerium. 山田 前掲注(2), p.123) の一つである。

(6) 連邦司法庁は、連邦司法省 (同上参照) の下位官庁である。

(7) 現在は連邦官報出版社 (Bundesanzeiger Verlag GmbH) である。

(8) *Datennutzungsgesetz vom 16. Juli 2021 (BGBl. I S.2941, 2942, 4114)* 法案資料 (Drucksache: Drs) における連邦政府の説明によれば、同法は EU のオープンデータ指令 (Directive (EU) 2019/1024 of the European Parliament and of the

条の規定<sup>(9)</sup>が、それぞれの時点において有効である法文で適用されなければならない。

### 第3条 公布及び官庁公示

- (1) 各法律及び各法規命令の公布は、連邦法律公報の個別の号を発行することによって行われる。連邦法律公報における各官庁公示は、連邦法律公報の個別の号を発行することによって行われる。連邦法律公報の各号には、その発行の日付を記載する。
- (2) 連邦官報における各官庁公示は、連邦官報官庁編の個別の号を発行することによって行われる。第1項第3文の規定を準用する。

### 第4条 自由なアクセス

- (1) 連邦法律公報には、常に自由にアクセスすることができる。連邦法律公報は、無償で、閲覧し、印刷し、保存し、及び活用することができる。
- (2) 連邦官報官庁編には、常に自由にアクセスすることができる。連邦官報官庁編は、無償で、閲覧し、印刷し、及び保存することができる。

### 第5条 通知サービス

連邦法律公報について、新たな個別の号の発行及び当該号の内容を知らせる無償の電子的な通知サービスが提供されなければならない。連邦官報官庁編についても、同様とする。

### 第6条 改変の禁止、個人データの消去、訂正

- (1) 第2項に定める場合を除き、インターネットサイト [www.recht.bund.de](http://www.recht.bund.de) 上で連邦法律公報を改変し、及びインターネットサイト [www.bundesanzeiger.de](http://www.bundesanzeiger.de) 上で連邦官報官庁編を改変することは許されない。
- (2) 個人データが、その保護を理由に消去されなければならない場合には、連邦法律公報又は連邦官報官庁編の該当する号において、当該データを識別できないように処理し、消去の日付及び理由を示す。
- (3) 連邦法律公報における明らかな誤りの訂正は、連邦法律公報において公示されなければならない。第1文の規定は、連邦官報について準用する。

### 第7条 真正性及び非改ざん性の保証

- (1) 第3条第1項又は第8条第1項の規定により発行される連邦法律公報の各号及び連邦官報官庁編の各号には、域内市場における電子取引のための電子識別及び信頼役務並びに指令1999/93/ECの廃止に関する2014年7月23日欧州議会及び理事会規則(EU)第910/2014号(OJ L 257, 28.8.2014, p.73; L 23, 29.1.2015, p.19; L 155, 14.6.2016, p.44)<sup>(10)</sup> 第3条第27号の適格電

Council of 20 June 2019 on open data and the reuse of public sector information (recast), OJ L172, 26.6.2019. <<http://data.europa.eu/eli/dir/2019/1024/oj>> をドイツ国内で実施するための法律であり、連邦政府の行政データの利用可能性を更に高める等のために制定された (BT-Drs. 19/27442, S.2. <<https://dserver.bundestag.de/btd/19/274/1927442.pdf>>)。同指令の解説として、濱野恵「[EU] オープンデータ及び公共部門情報の再利用に関する指令」『外国の立法』No.282-2, 2020.2, pp.6-7. <<https://doi.org/10.11501/11448986>> を参照。

- (9) データ利用法第7条の規定は次のとおり。
  - (1) データ提供者〔公的機関、公企業等。同法第2条第2項参照〕は、要求された全ての記録形式及び言語（当該データ提供者が持ち合わせているものに限る。）でデータを利用可能にしなければならない。
  - (2) データは、可能かつ適切な限り、機械読み取り、アクセス、検索及び相互運用が可能な公開された記録形式で、電子的に、かつ、公認の技術標準に従って、関連するメタデータとともに提供されなければならない。記録形式及びメタデータは、可能な限り、公式の公開基準に準拠する。
  - (3)・(4) [略]
- (10) Regulation (EU) No 910/2014 of the European Parliament and of the Council of 23 July 2014 on electronic identification and trust services for electronic transactions in the internal market and repealing Directive 1999/93/EC, OJ L 257, 28.8.2014, pp.73-114. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2014/910/oj>>

子印<sup>(11)</sup>を押印する。

- (2) 法律の原本が副署<sup>(12)</sup>及び認証<sup>(13)</sup>のために〔当局に〕電子的に送付された場合には、規則(EU)第910/2014号第3条第12号の適格電子署名<sup>(14)</sup>によってこれら〔副署及び認証〕がそれぞれ行われる。法規命令及び官庁公示の認証についても、同様とする。

## 第2章 特別な場合における公布及び公示

### 第8条 連邦法律公報の代替公布及び代替〔官庁〕公示

- (1) 連邦法律公報の号をインターネットサイト [www.recht.bund.de](http://www.recht.bund.de) で発行することができない場合（単に短期的に〔発行することが〕できない場合<sup>(15)</sup>を除く。）には、公布又は官庁公示は、当該号をインターネットサイト [www.bundesanzeiger.de](http://www.bundesanzeiger.de) で発行することによって行われる。連邦官報の運営者は、連邦司法府の命令により、当該号をインターネットサイト [www.bundesanzeiger.de](http://www.bundesanzeiger.de) で公開し、インターネットサイト [www.recht.bund.de](http://www.recht.bund.de) で事後に利用可能とするまで、インターネットサイト [www.bundesanzeiger.de](http://www.bundesanzeiger.de) で掲載しなければならない。
- (2) 連邦法律公報の号をインターネットサイト [www.bundesanzeiger.de](http://www.bundesanzeiger.de) で発行することができない場合（単に短期的に〔発行することが〕できない場合を除く。）には、公布又は官庁公示は、印刷された当該号を発行することによって行われる。印刷された当該号は、連邦司法省によって事前に連邦官報に公示された送付先〔の一覧表〕に基づき、図書館及び官庁〔Behörden〕へ送付されなければならない。

### 第9条 簡易公布及び簡易官庁公示

第3条第1項又は第8条のいずれの規定によっても連邦法律公報の号を適時に発行することができ不可能な場合において、次に掲げるときは、その発行は、簡易公布又は簡易官庁公示として行われる。

1. 防衛事態<sup>(16)</sup>の確定<sup>(17)</sup>を公布するとき（基本法第115a条第3項第2文）。

(11) 2014年7月23日欧州議会及び理事会規則(EU)第910/2014号第3条第25号は、電子印を他の電子データの出所及び完全性を証明するための電子データと定義し、同条第27号は、適格電子印を同規則に定める要件を満たした装置（同条第32号）・証明書（同条第30号）により生成・証明された電子印と定義している。

(12) 副署は、認証（後掲注(13)参照）に先立って連邦首相及びその法律を所管する連邦大臣により行われる（Hans D. Jarass und Martin Kment, *Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland Kommentar*, 18. Aufl., München: C.H.Beck, 2024, S.962）。

(13) 認証とは、公布すべき成文法令を署名によって確定する行為である。認証は法令が正当な手続で制定されたこと、公布されるべき条文が成立した条文と同じことであることを証明するものである（山田 前掲注(2), p.54）。法律の認証は連邦大統領が、法規命令の認証は発出する官署が行う（基本法第82条第1項）。

(14) 2014年7月23日欧州議会及び理事会規則(EU)第910/2014号第3条第10号は、電子署名を他の電子データに関連して署名者が署名をするための電子データと定義し、同条第12号は、適格電子署名を同規則に定める要件を満たした装置（同条第23号）・証明書（同条第15号）により生成・証明された電子署名と定義している。

(15) 短期的でないかどうかは個々の事案に応じて判断されるとされる。公布される法律や法規命令がしばらく施行されない場合や公示が情報提供的な性格にとどまる場合には、発行できない期間が数日にわたったとしても「短期的」な場合に該当することもあるとされる。また、電子的な発行が不可能となった時点で復旧時期が予測できない場合は、連邦法律公報発行サイトへの掲載を保留している公布・公示の緊急性に応じて一定期間判断を猶予する必要があるとされている（BT-Drs. 20/3068, S.30. <<https://dserv.bundestag.de/btd/20/030/2003068.pdf>>）。

(16) 防衛事態とは、国に対する武力攻撃の発生又はその切迫をいう（基本法第115a条第1項）。

(17) 防衛事態の確定は、連邦参議院の同意を得て連邦議会が行う（基本法第115a条第1項）。ただし、連邦議会の適時の集会が妨げられたとき又は連邦議会による議決が不可能なときは、連邦議会及び連邦参議院の構成員で組織される合同委員会（基本法第53a条第1項）が確定を行うことができる（基本法第115a条第2項）。

2. 防衛事態の開始時点を告知<sup>(18)</sup>するとき（基本法第 115a 条第 4 項第 2 文）。
3. 防衛事態において連邦法律を公布するとき（基本法第 115d 条第 3 項）。
4. 防衛事態並びに基本法第 80a 条第 1 項<sup>(19)</sup>及び第 3 項<sup>(20)</sup>の場合において、連邦の法規命令を公布するとき。
5. 基本法第 80a 条第 1 項に規定する連邦議会の議決<sup>(21)</sup>を公示するとき。
6. 基本法第 80a 条第 3 項第 1 文の規定の適用に当たり、同盟条約の枠組みにおける国際機関の議決及び連邦政府の同意<sup>(22)</sup>を公示するとき。

## 第 10 条 簡易公布及び簡易官庁公示の方法

- (1) 第 9 条の簡易公布又は簡易官庁公示は、連邦法律公報の号を次に掲げるいずれかの方法で発行することによって行われる。
  1. ラジオ放送又はテレビジョン放送
  2. 印刷版又はデジタル版の日刊新聞
  3. 市町村及び郡の役所における官庁公示のために定められた場所での掲示又は市町村若しくは郡の地域に対する別の方針<sup>(23)</sup>での官庁公示
  4. ソーシャルネットワーク<sup>(24)</sup>（連邦政府報道情報局<sup>(25)</sup>が運営するプロフィール<sup>(26)</sup>を介す

(18) 連邦領域が武力によって攻撃され、防衛事態の確定を即時に行うことができないときは、その確定は行われたものとみなされ、かつ、攻撃が開始された時点で公布は行われたものとみなされる。このとき、連邦大統領がその時点を事後に告知する（基本法第 115a 条第 4 項）。なお、公示（Bekanntmachung）ではなく「告知（Bekanntgabe）」となっている理由として、同項の「連邦大統領は…告知する（Der Bundespräsident gibt…bekannt）」との表現に合わせる必要があることが挙げられている（BT-Drs. 20/3068, *op.cit.*(15), S.31）。

(19) 基本法第 80a 条第 1 項は、①連邦議会が緊迫事態の発生を確定した場合には法規命令（同項に従って適用することができると法律に定められているもの）の全体的な適用が許されること、②緊迫事態の確定がない場合であっても連邦議会が特別に同意したとき（講学上、同意事態と呼ばれることがある。）には法規命令の個別的な適用が許されることを規定している。緊迫事態については、講学上、防衛事態とほぼ同一視する見解や、防衛事態に発展する可能性が高い外交上の危機状況と解する見解などがある（山岡規雄「ドイツ連邦共和国基本法における緊急事態条項」『レファレンス』786 号, 2016.7, pp.64-65. <<https://doi.org/10.11501/10126911>>）。

(20) 基本法第 80a 条第 3 項第 1 文は、同条第 1 項に規定する連邦議会による緊迫事態の確定又は防衛関係法令の適用に関する特別の同意（同上参照）がない場合でも、国際機関が連邦政府の同意を得て同盟条約の枠組みでする議決に基づき、同条第 1 項の法規命令を適用することが許される（講学上、同盟事態と呼ばれることがある。）ことを規定している。

(21) 基本法第 80a 条第 1 項には「議決（Beschluß）」の文言はないものの、同項に規定する連邦議会による緊迫事態の確定又は防衛関係法令の適用に関する特別の同意に係る議決を指す（BT-Drs. 7/2405, S.6. <<https://dserver.bundestag.de/btd/07/024/0702405.pdf>>）。

(22) 前掲注(20)参照。

(23) 簡易公布公示法（Gesetz über vereinfachte Verkündigungen und Bekanntgaben vom 18. Juli 1975）においては、特に拡声車による方法が想定されていた（BT-Drs. 7/2405, *op.cit.*(21), S.6）。なお、簡易公布公示法は公布公示法の制定とともに廃止された（公布・公示制度の現代化のための法律（Gesetz zur Modernisierung des Verkündigungs- und Bekanntmachungswesens vom 20. Dezember 2022 (BGBl. I S.2752)）第 3 条第 2 項）。

(24) ネットワーク執行法（Netzwerkdurchsetzungsgesetz vom 1. September 2017 (BGBl. I S.3352), das zuletzt durch Artikel 29 des Gesetzes vom 6. Mai 2024 (BGBl. 2024 I Nr.149) geändert worden ist）第 1 条第 1 項によれば、ソーシャルネットワークとは利用者が任意のコンテンツを他の利用者と共有し、又は公衆にアクセス可能とするためのインターネット上の営利目的のプラットフォームをいい、サービス提供者自らが責任を負ってジャーナリズム的編集を経て形成された提供物を掲載するプラットフォーム等は同法におけるソーシャルネットワークとみなされないとされる（神足祐太郎訳「ソーシャルネットワークにおける法執行の強化に関する法律（ネットワーク法執行法—NetzDG—）」『外国の立法』No.278, 2018.12, pp.57-61. <<https://doi.org/10.11501/11202127>>）。

(25) 連邦政府報道情報局（Presse- und Informationsamt der Bundesregierung）は、連邦首相に直属する官庁である。

(26) いわゆるアカウントを指すと見られる。例えば、X（旧 Twitter）のアカウント Steffen Hebestreit (@RegSprecher) <<https://x.com/regsprecher>> や、Facebook のアカウント Bundesregierung <<https://www.facebook.com/Bundesregierung>> が挙げられている（BT-Drs. 20/4709, S.26. <<https://dserver.bundestag.de/btd/20/047/2004709.pdf>>）。

るものに限る。)

- (2) 簡易公布又は簡易官庁公示を所管する官署は、[第1項の規定により発行された]連邦法律公報の号の発行の日時及び本文を記録しなければならない。
- (3) 第1項各号に掲げる媒体のうち2以上のものが使用される場合には、公布又は官庁公示は、最初に発行されたものによって行われたこととする。
- (4) 連邦大統領がその所管の範囲について異なる方法の簡易公布又は簡易官庁公示を規定する権限は、影響を受けない。

## 第11条 受忍義務及び協力義務、異議申立て及び訴訟の停止効の除外

- (1) 公布又は官庁公示を所管する官署は、次のことを行うことができる。
  - 1. ソーシャルネットワークの運営者が、簡易公布又は簡易官庁公示（第9条及び第10条第1項第4号）を受忍すること。
  - 2. ソーシャルネットワークの運営者に対して、簡易公布若しくは簡易官庁公示を削除すること又は公衆のそれらへの視認性〔Sichtbarkeit〕を制限することを禁止すること。
  - 3. ソーシャルネットワークの運営者が、既に実施された簡易公布又は簡易官庁公示に関する案内を受忍することを命ずること。
- (2) 第10条第1項第1号及び第2号に掲げる媒体のいずれかを運営する者は、公布又は官庁公示を所管する官署の命令により、遅滞なく簡易公布又は簡易官庁公示を行わなければならぬ。当該官署は、当該命令において、[次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ]次に掲げる事項も定めることができる。
  - 1. デジタル版の日刊新聞による簡易公布又は簡易官庁公示の場合（第10条第1項第2号）
    - a) 当該〔簡易〕公布又は〔簡易〕官庁公示の日時
    - b) 当該〔簡易〕公布又は〔簡易官庁〕公示の本文をその時点におけるウェブサイトのホームページ上に表示しなければならない期間
  - 2. ラジオ放送又はテレビジョン放送による簡易公布又は簡易官庁公示の場合（第10条第1項第1号）
    - a) 当該〔簡易〕公布又は〔簡易官庁〕公示の日時
    - b) 繰り返し放送される回数
- (3) 既に簡易公布又は簡易官庁公示がなされている場合にあっては、所管する官署は、第10条第1項第1号及び第2号に掲げる媒体の運営者に対し、当該〔簡易〕公布又は〔簡易〕官庁公示について案内を行うよう命ずることができる。
- (4) 第2項及び第3項の規定による命令の実行については、次に掲げる者がその責任を有する。
  - 1. 放送局においては、その長
  - 2. 新聞社においては、その発行人、編集人及び編集責任者
- (5) 第1項から第3項までに規定する命令に対する異議申立て〔Widerspruch〕及び取消訴訟<sup>(27)</sup>〔Anfechtungsklage〕は、停止効<sup>(28)</sup>を有しない。

(27) 取消訴訟とは、行政行為の取消しを裁判所に訴えることをいう（山田 前掲注(2), pp.29, 359）。連邦レベルでは、原則として取消訴訟を提起するには行政官庁に対する異議申立ての手続を経る必要があるとされる（ヤン・ツィーコー（大西有二訳）『ドイツ行政法の基礎』北海学園大学出版会, 2023, pp.321, 326-328.（原書名: Helge Sodan und Jan Ziekow, *Grundkurs Öffentliches Recht: Staats- und Verwaltungsrecht*, 10. Aufl., München: C.H.Beck, 2023.））。

## 第12条 事後に利用可能とすること

第8条及び第9条の規定により発行された連邦法律公報の号は、連邦法律公報がインターネットサイト [www.recht.bund.de](http://www.recht.bund.de) で再び発行できるようになり次第、遅滞なく同インターネットサイトで利用可能とする。

## 第13条 費用の償還

次の各号に掲げる命令を実施する義務を負った者は、民法典<sup>(29)</sup>第670条<sup>(30)</sup>の規定に基づき、ドイツ連邦共和国に対して費用の償還を請求することができる。

1. 連邦法律公報における代替公布又は代替〔官庁〕公示の実施のための命令（第8条第1項第2文）
2. 簡易公布又は簡易官庁公示の実施のための命令（第11条第2項第1文）
3. 簡易公布又は簡易官庁公示に関する案内のための命令（第11条第3項）

## 第14条 連邦官報の代替公示

- (1) 連邦官報をインターネットサイト [www.bundesanzeiger.de](http://www.bundesanzeiger.de) で発行することができない場合（単に短期的に〔発行することが〕できない場合<sup>(31)</sup>を除く。）には、公示は、印刷された形式での連邦官報を発行することによって行われる。連邦官報の印刷版は、連邦司法省によって事前に連邦官報に公示された送付先〔の一覧表〕に基づき、図書館及び官庁へ送付されなければならない。連邦官報の別の編（第1条第2項第4文）における公示は、第1文の場合には、持続的に一般公衆が利用可能な他の形式で行うこともできる。
- (2) 第1項第1文の規定により代替公示を行う場合（第1項第3文の規定により行う場合を除く。）には、遅滞なく次の事項を連邦法律公報で公示しなければならない。
  1. 連邦官報が印刷された形式で発行されること。
  2. 連邦官報をインターネットサイト [www.bundesanzeiger.de](http://www.bundesanzeiger.de) で発行することができなくなった日時
  3. 印刷された連邦官報が送付される図書館及び官庁
- (3) 連邦官報をインターネットサイト [www.bundesanzeiger.de](http://www.bundesanzeiger.de) で再び発行することができるようになり次第、以前に印刷された公示（第1項第1文）及びその他の代替公示（第1項第3文）は、遅滞なく同インターネットサイトで電子的に利用可能とする。

(28) 連邦レベルでは、異議申立て及び取消訴訟は原則として停止効を有する（対象となる行政行為の効力が停止する）とされる（ツィーコー 同上, pp.329, 395）。行政裁判所法（Verwaltungsgerichtsordnung in der Fassung der Bekanntmachung vom 19. März 1991 (BGBl. I S.686), die zuletzt durch Artikel 5 des Gesetzes vom 24. Oktober 2024 (BGBl. 2024 I Nr.328) geändert worden ist）においても、第80条第1項で異議申立て及び取消訴訟は停止効を有するとし、同条第2項第3号で例外として連邦の法律に定めがある場合を掲げている。

(29) Bürgerliches Gesetzbuch in der Fassung der Bekanntmachung vom 2. Januar 2002 (BGBl. I S.42, 2909; 2003 I S.738), das zuletzt durch Artikel 14 des Gesetzes vom 23. Oktober 2024 (BGBl. 2024 I Nr.323) geändert worden ist.

(30) 同条は、受任者が委任の遂行の目的のため諸事情に照らし必要であるとみなすことが許される費用を支出したときは、委任者がその償還の義務を負うことを定めている（山口和人訳『ドイツ民法2（債務関係法）』（調査資料 2015-1-a 基本情報シリーズ 20）国立国会図書館調査及び立法考査局, 2015, p.130. <<https://doi.org/10.11501/9422638>>）。

(31) 前掲注(15)参照。

## 第3章 基本法第80a条に規定する議決の公示

### 第15条 基本法第80a条に規定する議決に関する官庁公示を所管する官署

基本法第80a条第1項及び第3項第1文に規定する議決<sup>(32)</sup>に関する官庁公示を所管する官署は、連邦政府又はその構成員から連邦政府が指名する者とする。

### 第16条 基本法第80a条に規定する議決に関する官庁公示の手続

基本法第80a条第1項及び第3項第1文に規定する議決<sup>(33)</sup>は、遅滞なく、連邦法律公報において公示されなければならない。この官庁公示には、採決の日時が示されなければならない。基本法第80a条第3項第1文の国際機関の議決は、全文を公示することを要しないが、当該議決に基づきいずれの法令の規定が適用され得るかが明確になる範囲で、附属する連邦政府の同意とともに公示されなければならない。当該法令の規定は、それぞれが詳細に示されなければならない。

## 第4章 文書保存

### 第17条 持続的な保管

- (1) 連邦法律公報の各号は、公布又は公示の日時の証明とともに、持続的な保管のため、連邦公文書館法<sup>(34)</sup>第8条第1項第2文のデジタル中間書庫<sup>(35)</sup>に提出されなければならない。第8条第2項第1文の場合には、連邦法律公報の印刷された当該号は、デジタル化され、並びに第7条第1項の規定に従って適格〔電子〕印が押印され、及びこの形式において、公布又は公示の日時の証明とともに、持続的な保管のため、デジタル中間書庫に提出されなければならない。第9条の場合には、第10条第2項の規定による記録は、デジタル化され、並びに第7条第1項の規定に従って適格〔電子〕印が押印され、及び持続的な保管のため、デジタル中間書庫に提出されなければならない。第12条の場合には、インターネットサイト [www.recht.bund.de](http://www.recht.bund.de) で提供される連邦法律公報の当該号も、まだ〔デジタル中間書庫への提出等が〕行われていない限りにおいて、第7条第1項の規定に従って適格〔電子〕印が押印され、及び利用可能とした日時の証明とともに、持続的な保管のため、デジタル中間書庫に提出されなければならない。
- (2) 連邦法律公報において行われるべき公布及び官庁公示の原本であって電子的に認証されたものは、連邦法律公報の対応する号とともに、持続的な保管のためにデジタル中間書庫に提出されなければならない。

(32) 基本法第80a条第1項の規定の内容については前掲注(19)を、同条第3項第1文の規定の内容については前掲注(20)をそれぞれ参照。同条第1項に「議決（Beschluß）」の文言がない点については、前掲注(21)を参照。

(33) 同上

(34) Bundesarchivgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 6. September 2021 (BGBl. I S.4122), das durch Artikel 26 des Gesetzes vom 20. Dezember 2022 (BGBl. I S.2759) geändert worden ist. 同法の解説及び翻訳については、泉眞樹子「ドイツ連邦公文書館における公文書の管理と利用—2017年連邦公文書館法制定—」『外国の立法』No.281, 2019.9, pp.23-58. <<https://doi.org/10.11501/11345898>> を参照。

(35) デジタル中間書庫は、連邦公文書館に設置される（連邦公文書館法第8条第1項第2文）。デジタル中間書庫は、電子文書を暫定的に保管するとともに、電子署名等が入ったデータや電子文書をその証拠力を維持したまま長期に保管するために全ての連邦の機関が利用可能であるとされている（“Nutzung des Digitalen Zwischenarchivs (DZAB).” Das Bundesarchiv Webseite <<https://www.bundesarchiv.de/unterlagen-abgeben/behoerden/behoerdenberatung/nutzung-des-digitalen-zwischenarchivs-dzab/#c53832>>）。

(3) 連邦官報官序編の各号は、公示の日時の証明とともに、持続的な保管のため、デジタル中間書庫に提出されなければならない。第14条第1項第1文の場合には、連邦官報官序編の印刷された当該号は、デジタル化され、並びに第7条第1項の規定に従って適格〔電子〕印が押印され、及びこの形式において、公示の日時の証明とともに、持続的な保管のため、デジタル中間書庫に提出されなければならない。第14条第3項の場合には、インターネットサイト [www.bundesanzeiger.de](http://www.bundesanzeiger.de) で提供される連邦官報官序編の当該号も、まだ〔デジタル中間書庫への提出等が〕行われていない限りにおいて、第7条第1項の規定に従って適格〔電子〕印が押印され、及び利用可能とした日時の証明とともに、持続的な保管のため、デジタル中間書庫に提出されなければならない。

## 第18条 証拠力の維持

第17条第1項及び第3項の規定により持続的に保管されるべき記録<sup>(36)</sup>に適格電子印、適格電子署名又は適格電子タイムスタンプ<sup>(37)</sup>が含まれる場合には、当該記録は、既存の〔適格電子〕印、〔適格電子〕署名又は〔適格電子〕タイムスタンプの安全性が時の経過によって低下し、技術の現状に照らして相応の保護水準が保証されなくなる前に、デジタル中間書庫において、技術の現状に照らして適切な措置で新たに保護されなければならない。

## 第5章 罰則

### 第19条 刑罰規定

第11条第1項第1号若しくは第2号又は第2項第1文に規定する命令<sup>(38)</sup>（執行可能な〔vollziehbaren〕ものに限る<sup>(39)</sup>。）に違反した者は、1年以下の自由刑<sup>(40)</sup>又は罰金刑に処する。

### 第20条 過料規定

- (1) 過失により第19条に規定する行為を行った者は、秩序違反<sup>(41)</sup>〔Ordnungswidrig〕とする。
- (2) 故意又は過失により第11条第1項第3号又は第3項の規定による命令（執行可能なものに限る。）に違反した者は、秩序違反とする。
- (3) 当該秩序違反があった場合には、10万ユーロ以下の過料を科すことができる。

（おおご あきふみ）

(36) 第18条の記録とは、第10条第2項の規定による記録に限らず、第17条第1項及び第3項の規定により持続的な保管のためにデジタル中間書庫に提出される連邦法律公報及び連邦官報官序編の各号を広く含むと見られる。

(37) 2014年7月23日欧州議会及び理事会規則(EU)第910/2014号第3条第33号は、電子タイムスタンプとは他の電子データを特定の時刻に結び付けて当該データが当該時刻に存在したことを示す証拠となる電子データと定義し、同条第34号は適格電子タイムスタンプを同規則に定める要件を満たしたものと定義している。ただし、公布公示法は適格電子印や適格電子署名の場合とは異なって、同規則が規定する適格電子タイムスタンプの定義を引用していない。

(38) 第11条第1項第2号には、第19条で引用している「命令」に係る文言が見当たらない。第11条第1項第2号にいう「禁止すること」に、禁止を命じる命令も含まれると見られる。

(39) これらの命令に対する異議申立て及び取消訴訟は停止効を有しない（第11条第5項）。しかし、このような場合であっても行政裁判所法第80条第5項の規定による裁判所の執行停止命令等により執行が不可能になる場合が生じると考えられる。

(40) 自由刑とは、身体の自由を拘束する刑罰をいう（山田 前掲注(2), p.243）。

(41) ドイツでは、犯罪と行政に対する不服従である秩序違反とが区別され、後者には刑罰ではなく過料（Geldbuße）をもって対処しているとされる（田中良弘「行政刑法と秩序罰—ナチス経済刑法の歴史的考察—」『一橋法学』14(3), 2015.11, p.985. <<https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/hermes/re/27605/hogaku0140300690.pdf>>）。